

令和元年台風第19号被災農業施設復旧支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、令和元年の台風第19号により、農産物の生産に必要な施設の損壊等の被害を受けた農業者の経営の再開と安定化を図るため、被災した農業用施設等(以下「被災施設」という。)の撤去、再建・修繕に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、強い農業・担い手づくり総合支援交付金実施要綱(平成31年4月1日付け30生産第2218号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。)、令和元年度強い農業・担い手づくり総合支援交付金(被災農業者支援型)の実施について(令和元年8月から9月の前線に伴う大雨等及び台風第19号等(令和元年12月10日付け元経営第1970号農林水産省経営局長通知。以下「実施通知」という。))、強い農業・担い手づくり総合支援交付金交付要綱(平成31年4月1日付け30生産第2226号農林水産事務次官依命通知)及び山梨県補助金等交付規則(昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。)に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助金の交付対象等)

第2条 この補助金は、令和元年10月12日以降の取組とし、次に掲げる事業において、実施要綱別記2のⅢの第1の2の(1)のアに定める助成対象者(以下「助成対象者」という。)が実施する事業に対し、市町村が補助する事業に要する経費について、予算の範囲内で市町村に交付するものとし、その補助対象経費、補助額は別表のとおりとする。

- (1) 被災農業施設応急対策事業(撤去)
- (2) 被災農業施設復旧支援対策事業(再建・修繕)

(補助金の交付申請等)

第3条 補助金の交付を受けようとする市町村長は、交付申請書(様式第1号)を知事へ提出しなければならない。

- 2 市町村長は、前項の申請書を提出するにあたり、補助金に係る消費税等仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(補助金の交付決定)

第4条 知事は、補助金の交付申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助金を交付すべきものと認めるときは、速やかに交付決定を行い、交付決定通知書(様式第2号)を市町村長に通知するものとする。

- 2 知事は、第3条第2項により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めるときは、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額した額を交付決定するものとする。
- 3 知事は、第3条第2項ただし書きによる交付申請がなされたものについては、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うものとする。

(補助金の交付条件)

- 第5条 市町村長は、補助事業の内容を変更しようとするときは、あらかじめ変更承認申請書(様式第3号)を提出して知事の承認を受けなければならない。ただし、補助事業の目的の達成に支障をきたさない事業計画の軽微の変更であって、交付決定を受けた補助金の額の増額を伴わない場合はこの限りではない。
- 2 市町村長は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ中止(廃止)承認申請書(様式第4号)を提出して知事の承認を受けなければならない。
 - 3 市町村長は、補助事業が予定の期間内に完了する見込みのない場合又は補助事業等の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。

(着工)

- 第6条 助成対象者の事業の着工(機械の発注を含む。)は、原則として市町村長の交付決定に基づき行うものとする。ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情によるときは、市町村長に交付決定前着工届が提出されている場合に限り、交付決定前に着工することができるものとする。なお、被災支援計画作成前に着工したものにあっては、この限りでない。

(遂行状況報告)

- 第7条 市町村長は、補助金の交付の決定があった年度の12月31日現在において、遂行状況報告書(様式第5号)を作成し、当該年度の1月31日までに知事に提出し、事業の遂行状況を報告するものとする。ただし、12月31日以降に交付決定があった場合はこの限りでない。また、第8条第2項の概算払請求書を提出する場合は、これをもって当該報告書に代えることができるものとする。

(補助金の交付)

- 第8条 補助金の交付は精算払いとする。ただし、知事が必要と認めるときは、概算払いにより交付することができるものとする。
- 2 市町村長は、前項の規定により概算払いを受けようとするときは、概算払請求書(様式第6号)を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第9条 市町村長は、事業が完了したとき又は事業の廃止の承認を受けたときは、実績報告書(様式第7号)により、事業完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1箇月を経過した日又は補助金の交付を決定した年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに知事に提出するものとする。

2 第3条第2項ただし書の規定により交付の申請をした市町村長は、前項の実績報告書を提出するに当たり、消費税等仕入控除税額が明らかになったときは、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 第3条第2項ただし書の規定により交付申請をした市町村長は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により、消費税等仕入控除税額が確定した場合には、その金額(前項の規定により減額したものについては、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を、消費税等仕入控除税額報告書(様式第8号)により速やかに知事に報告するとともに、これを返還しなければならない。

(補助金の額の確定)

第10条 知事は、事業の完了又は廃止に係る実績報告を受けたときは、当該報告に係る事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを検査及び必要に応じて行う現地調査等により、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、市町村長に通知するものとする。

(財産の処分の制限)

第11条 この補助事業により取得し、又は効用の増加した施設及び機械(以下「取得財産等」という。)については、知事が補助金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)を勘案した財産処分制限期間を経過するまでは、知事の承認を受けずに、取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、取り壊し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

2 市町村長は、前項の承認を受けようとする場合は、財産処分承認申請書(様式第9号)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

3 知事は、第1項の承認をしようとする場合において、原則として交付した補助金のうち取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、取り壊し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供した時から財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する分を返還させるものとする。

(災害被害財産等に係る承認申請等)

第12条 市町村長は、天災又は自己の責に帰さない事由による火災等により利用することが困難となった補助対象財産について、復旧が不可能であると判断した場合であって、当該財産処分に係る収益がないことが明らかなきときは、前条にかかわらず、災害報告書(様式第10号)により、知事に報告し、補助関係が終了することの確認を求めることができる。

2 知事は、前項の報告書の記載内容が事実と相違ないと判断できる場合には、補助関係の終了の確認を行うものとする。ただし、災害報告書に記載されている復旧が不可能との判断に疑義がある場合には、第11条に従った手続きを指示することができる。

(書類の保管)

第13条 補助金の交付を受けた市町村長及び助成対象者は、この補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整理し補助事業終了の年度の翌年度から起算して5年間保管しておかなければならない。ただし、取得財産等の処分制限期間が5年を超える場合においては、処分制限期間中は関係書類を整備保管しておかなければならない。

(書類の提出)

第14条 本要綱により提出する書類は、正副2部を所管する農務事務所長に提出するものとする。

附 則

この要綱は、令和2年2月3日から施行する。

別表 撤去、再建・修繕

区分	補助対象経費	補助額	軽微な変更
(1) 被災農業施設応急対策事業（撤去）	助成対象者が実施する実施通知の別紙の10に規定する撤去事業に要する経費	<p>次の①及び②により算出した額の合計とする。</p> <p>① 実施通知の別紙の10の（2）の規定により算出した国庫補助額（ただし、千円未満を控除した額）</p> <p>② 市町村が助成対象者に補助する額から、①の額及び①のただし書きにより控除した額を差し引いて得た額に1/2を乗じて得た額</p> <p>ただし、②については、補助対象経費から①の額、①のただし書きにより控除した額及び園芸施設共済の支払金に1/2を乗じて得た額を差し引いて得た額に1/2を乗じて得た額、又は補助対象経費に35/100を乗じて得た額のいずれか低い額とする。</p>	補助事業の目的の達成に支障を来たさない事業計画の変更であって、交付決定を受けた補助金の額の増額を伴わない場合
(2) 被災農業施設復旧支援対策事業（再建・修繕）	助成対象者が実施する実施要綱別記2のⅢの第1の2の（1）に規定する再建及び修繕事業に要する経費	<p>1 【園芸施設共済の加入対象施設】</p> <p>（1）園芸施設共済に加入の場合</p> <p>次の①及び②により算出した額の合計額とする。</p> <p>① 実施要綱別記2のⅢの第2の（1）の規定により算出した国庫補助額（ただし、千円未満を控除した額）</p> <p>② 市町村が助成対象者に補助する額から、①の額及び①のただし書きにより控除した額を差し引いて得た額に1/2を乗じて得た額</p> <p>ただし、②については、補助対象経費に7/10を乗じて得た額から①の額、①のただし書きにより控除した額及び園芸施設共済の支払金に1/2を乗じて得た額を差し引いて得た額に1/2を乗じて得た額、又は補助対象経費に20/100を乗じて得た額のいずれか低い額とする。</p>	補助事業の目的の達成に支障を来たさない事業計画の変更であって、交付決定を受けた補助金の額の増額を伴わない場合

		<p>(2) 園芸施設共済に未加入の場合</p> <p>次の①及び②により算出した額の合計額とする。</p> <p>① 実施要綱別記2のⅢの第2の(1)の規定により算出した国庫補助額(ただし、千円未満を控除した額)</p> <p>② 市町村が助成対象者に補助する額から、①の額及び①のただし書きにより控除した額を差し引いて得た額に1/2を乗じて得た額</p> <p>ただし、②については、補助対象経費に6/10を乗じて得た額から①の額及び①のただし書きにより控除した額を差し引いて得た額に1/2を乗じて得た額、又は補助対象経費に25/100を乗じて得た額のいずれか低い額とする。</p> <p>2 【園芸施設共済の加入対象外施設等(果樹棚等)の場合】</p> <p>次の①及び②により算出した額の合計額とする。</p> <p>① 実施要綱別記2のⅢの第2の(1)の規定により算出した国庫補助額(ただし、千円未満を控除した額)</p> <p>② 市町村が助成対象者に補助する額から、①の額及び①のただし書きにより控除した額を差し引いて得た額に1/2を乗じて得た額</p> <p>ただし、②については、補助対象経費に9/10を乗じて得た額から①の額及び①のただし書きにより控除した額を差し引いて得た額に1/2を乗じて得た額、又は補助対象経費に20/100を乗じて得た額のいずれか低い額とする。</p>	
--	--	--	--